- 〇議長(作元 義文君) 16番、糸瀬一彦君。
- ○議員(16番 糸瀬 一彦君) 私も、先ほど質問の中で国境離島の新法制定の話をしましたけど、市長が一所懸命努力をしていただいてることは百も承知でございます。私も委員になっておりますので、何とか、この中で離島の運賃低廉化、そして燃油の値下げですね。これについては、もう本当に島民は、これだけは何とかしてほしいというような思いですので、くどいようですけど、議会と一緒になって、一日も早い成立を見て、市民のために努力をしていただきたいと、このような思いを持っております。くどいようですけど、再度、市長、本当にあなたの努力は、私は高く評価をしておるところです。そして提案型と当時言ってありました国の離島振興法の改正に向けても、随分御足労願ったことは私もよく理解をしておるところでございます。再度、その意気込みを聞かせてください。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 努力はしてるという評価いただいたところですが、努力はしても政治というのは結果が全てでございますので、そこで皆さんの審判を仰いでいくことになろうかというふうに思っております。
- 〇議長(作元 義文君) 16番、糸瀬一彦君。
- ○議員(16番 糸瀬 一彦君) いろいろ答弁をいただきました。私もきょうが最後でございます。最後に議長のお許しを得て、最後の挨拶をしたいと思います。

この場を借りまして、市民の皆様に、12年の長きにわたり議会にお世話になりましたことを 心からお礼を申し上げたいと思います。なおまた、管理職、幹部職員の皆さん、私は最後に財部 市長に支えながら、一日も早い市民の活性化のために御努力をお願い申し上げ、時間は余ってお りますけど、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

〇議長	(作元	義文君)	これで16番、糸瀬一彦君の質問は終わりました。
〇議長	(作元	義文君)	昼食のため、休憩します。午後は1時から開催いたします。
			午前11時37分休憩

午後0時59分再開

O議長(作元 義文君) それでは再開します。

次に、11番、小宮教義君。

○議員(11番 小宮 教義君) 11番議員の小宮でございます。市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております11番議員の小宮教義でございます。私どもの議員の任期も5月まででございます。2カ月ちょっとしかございません。選挙の日程ももう既に決まっており

ます。5月12日が告示、そして19日が投票の予定でございます。私も12月の議会にも申し上げましたが、私は非常に落選の二文字が目の前にちらついて眠れない。それがますます激しくなっているような状態でございます。次の議会において、こうして、このような場所で、また再度、一般質問ができるように念じております。

昨年の12月に民主党政権ができました。そして安倍内閣ができたわけでございます。これに対して、経済市場は非常に反応が早い。株高です。円なんかは、きのうは96円を記録しております。そして株価が1万2,000円台、これは皆様御案内のとおりに、4年ほど前にリーマンショックがございました。その以前の株価に戻っております。これからは景気がよくなるんではなかろうかと思います。そして、今、政府がとっておりますこの金融政策などの三本の矢、これを打ち込んでおりますけども、できれば、三本どころか、5本でも、10本でもどんどん打っていただいて、デフレからの脱却を図っていただきたいと思います。先ほど内閣の話をいたしましたけども、以前、どじょう内閣というのがございました。どじょうでございますから、泥の中に潜っておればよかったんでしょうけども、何を考えたか、陸上に上がりまして、解散解散と言いながら上がったわけでございますが、国民の熱射にさらされまして、枯れきっております。多分このままいくのではないかと思いますが。では、この対馬、対馬はどうか。今、新病院の建設がございます。そして、皆さんも御案内のとおりに建築本体工事の落札業者が出ない。金額にして、8億円以上という予定価格との差でございます。公共事業としては、まさに異常であります。果たして、まともにこの建物が建つのかと危惧されるところでございます。

異常といえば、先月の2月ですか、臨時議会がございました。先ほどの一般質問の中で糸瀬議 員も述べられておりますが、その言葉を私もちょっと言わせていただきたいと思います。

これは26日の最終日の市長の閉会の挨拶です。中間からですけれども、

「残念ながら市民と議会に乖離があったことは厳然たる事実として、将来にわたり、語り継がれる結果となりました」

と。糸瀬議員も憤慨しておりましたけども、まさに、これは言葉が過ぎるじゃないかと思います。確かに、この条例、定数条例改正については、有権者総数の24%を連名で出されております。では、残りの76%ですか、この人たちはどうなるのか。この人たちも同じような乖離だったのかというふうな話になります。乖離というのは、例えば、昨年の2月には市長選がございました。そして、この市長選というのは、大きいテーマというのは新病院の建設か、または反対かという大きな課題で選挙が行われました。そして市長が有権者総数の約35%をとられたわけでございます。残りの65%は反対という形になるわけでございますが、これぞ市民との乖離ではないかというふうに思いますが、いかがでありましょうか。

それと、この先ほどの挨拶の中で、将来にわたり、将来にわたり語り継がれる結果となりまし

たと。これは、議会に対する挑発そのものでございます。もし、語り継がれるとするならば、市 長が当選をした、その後の肉づけの補正予算(第1号)、これは全会一致で否決をされました。 これぞ市民に語り継がれることではないかと思いますが、いかがでありましょうか。

では、さきに通告しておりました2項目について、市政一般質問をさせていただきます。

まず、第1点の文化財について、これは皆様新聞等やテレビでよくお聞きしてると思いますけれども、昨年の10月に峰町の木坂の海神神社の国指定の銅像如来立像、そして豊玉町の小綱の観世音菩薩坐像、そして厳原町豆酘の多久頭魂神社の大蔵経、この3つが盗まれたわけでございます。そしてことしになって、1月29日に韓国で盗難グループが逮捕されました。そして2つの仏像は確保されました。そして現在においては、韓国の大田地方裁判所で裁判が行われております。この大田地方裁判所で民間団体からの返還差し止めが仮決定をしております。こういった状態の中で、今後、この仏像はどのような形で返還をされていくのか。また、これに対して、市はどう対応をするのかという点でございます。

そして2点目は、新対馬病院の建設について、これは3点ございます。

まず第1点は、この建設にかかわる浄化槽からの排水、これについての覚書が作成されておるが、これは本当に正当性があるのかというのがまず1点です。

そして2点目は、今、中対馬、そしていづはら跡の跡地利用検討委員会が立ち上がっております。この委員会の進捗状況はどうかという点でございます。

そして3点目は、厳原跡地に60床程度のケアミックス型の病院をつくれば、新しい新病院に おいて、経営が苦しくなるのではないかと思うがどうかということです。それとあわせて、いづ はらの跡地のケアミックス60床程度の開設は可能なのかという点でございます。

以上、2項目市長の答弁を求めます。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 1点目の文化財について、盗難についてお尋ねがありましたので答弁したいと思います。

この仏像の盗難事件につきましては、市民の皆様も驚いてあり、そして心を痛めてあると思います。盗難に遭ったのは昨年の10月でありますけども、その後、ことしになっての1月29日に韓国の新聞に突然窃盗団といいますか、逮捕が報道されました。私自身も翌日東京に行く予定となっていたことから、すぐに文科省副大臣の谷川副大臣と担当部局である文化庁を訪ね、強く返還をその時点でお願いをしたものです。そのとき、文化庁の担当の国際協力官という役職の方のほうがその日の翌週ですけども、翌週に韓国にわたる。そして、その仏、仏像の真贋のほどを確かめに行きますというふうな話がありました。その結果、本物というふうに判明したというふうな情報を得たところであります。私どもはそのとき文科省のほうに当然ながら返還を求めたわ

けですが、文科省のほうは国際事案になるものですから、外務省ルートでの物事の解決ということに今後はなっていきますというお話でありました。その後、先ほど11番議員のおっしゃられた大田地裁のほうで仮処分の決定というものがなされたという報道を聞き、窃盗という行為に対して、地裁のほうが仮処分決定をするということ、これにはいささか、私のほうも驚愕しましたし、風土が違うのかなと思いますが、司法という法の番人、まさにこの人たちが法を無視して物事をやっていくというのはいかがなものかというふうな思いに至っております。先ほども申しましたように、外務省ルートに委ねられている状況でありますので、今回の議会において、市議会の皆様方が決議されたことについて、私どもも、その意思というものをきちんと韓国の方々のほうに伝えるようにしていかなくてはという思いでおりますし、対馬市の国際諮問大使であります鄭永鎬先生を通じ、今までテレビに出演していただいた中で、「仏像は対馬に返さなくてはいけない」という発言を1時間番組の中でもしていただき、また、その後、大手新聞にコメントを求められ、先生が原稿用紙11枚にわたって、先ほど言った趣旨のことを書き連ねたと。そして新聞社に渡したという連絡がこちらに入っている状況であります。

この仏像がどのようにして渡ってきたのかを明確にしないと返さないという、その大田地裁の 考え方というのは全く私はのめませんけども、少なくとも1330年でしたか、あの仏像がつく られた歴史があり、確かに、その古文書の中には、浮石寺ですか、向こうのお寺さんでつくられ たというのはありますが、今の世の中、製作者と所有者が違うのは全てのほとんどのことで起こ っております。そして、まして、その14世紀という時代は、半島においては高麗王朝から李氏 朝鮮へ移行する時期でありましたし、高麗王朝というと儒教を国是としてあられました。そして 李氏王朝――申しわけございません。仏教を国是とされておられる。そして李氏朝鮮になりまし て、儒教を採用されるという中で、その時代、廃仏毀釈的運動が行われたというふうに聞いてお りますし、そのような風潮に心を痛めた対馬側が李朝に対しまして、仏像とか、経典とか、そう いうものを譲ってくれというふうなことを公文書で言ったというふうなこともきちんと李朝実録 の中に残っております。そういう経緯の中で、今回の観音寺の坐像がわたってきたかどうかは解 明することは、時代がこれだけ流れますと難しいと思いますけども、十分に自分らの国の時代背 景というのも捉えていただいて、仏像が早くに、この対馬に戻ることを願っておりますし、廃仏 毀釈の流れの中以降、この対馬においては、その仏像を地区の方たちが長きにわたり御本尊様と してあがめてきた大切な大切なものです。御本尊様、仏像にとっても、まさに最も安住の地と言 ったらおかしゅうございますけども、そうなんじゃないかなというふうに私自身は感じておりま す。

次に、大きな2点目でございますが、新病院の排水に絡んだ覚書というのは、正当性はあるのかという御質問でございます。正当性という意味が、覚書として成り立つのかどうかとか、そこ

のは、ちょっとわからない部分がございますけども、少なくとも、この覚書を取り交わした経緯につきましては、確かに合併処理浄化槽の放流水につきましては、以前は水質汚濁防止法に基づいて関係漁協の放流同意というのを取り交わしておりましたけども、皆様御存じのように、合併処理浄化槽の処理能力といいますか、性能が向上したこと、それからし尿に加え、生活雑俳水の適正処理というのも行うことから、昭和63年10月に厚生省のほうから通達によって、この放流同意書の添付の必要というものは、なくなっております。そういう中、今回の覚書については、西海漁協より新病院の排水による周辺の海の塩分濃度が低下し、真水による被害が懸念されるということが組合理事会において協議され、後々のためにも文書化していただきたい旨の申し出がありましたので、西海漁協組合、それから長崎県病院企業団、そして私どもの対馬市の3者で漁業の主をなす養殖業、つまり囲い漁業のみにつきまして、覚書を締結したところであります。

本来、新病院の排水等により漁業事業等に悪影響を及ぼしたことが科学的に立証されたならば、 覚書の有無にかかわらず、補償等を行うことは事業者としての当然の行いだというふうに思って おります。今回におきましても、漁協組合員の不安というものを払拭し、将来においても安心し て漁業等が営まれるよう人道的見地から締結させていただいたところであります。

次に、中対馬・いづはら病院跡地利用検討委員会の進捗状況という御質問がございました。この委員会につきましては、昨年12月19日開催しましたが、その場にも11番議員さんがお見えでしたので、その内容等については十分熟知されてるとは思いますけども、その日委員17名の出席をいただきまして、1名欠席でありましたけども、老人保健施設等の入所待機状況とか、対馬市内の病床数のあり方について御意見等をいただき、今後の方向性について協議をしていただいたところであります。次回開催については、今月の27日開催を予定をしております。

次に、3点目のいづはら病院跡地利用の60床程度のケアミックス型の病院開設というもの、これは新病院の経営に大きな影響を与えるのではないかという御指摘でございます。また、そのケアミックス型病院の開設の可能性はいかがなのかというふうな御質問でございますが、先ほど言いました第1回の検討委員会においても同様の発言がありましたが、今後において検討協議されるものと思っております。具体的な施設等については、施設整備に伴う介護保険料の増加、また言われるような病床数におきましては、さまざまなデータにより検証し、検討委員会において決定していただければと思っておりますので、可能性については明言できないものと思っております。あくまでも、私どもは建設予定の新病院が対馬の基幹病院であります。いづはら病院跡地に予定している病院については、その基幹病院を補完する病院であるというふうな位置づけでおりますし、新病院と連携して、市民の医療というものを確保していくということを私どもは常に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) まず、1点ですね、この文化財なんですけれども、説明がございました。ちょっと整理をさせていただきたいと思うんですが、3つ盗まれて、そして、この一つの大蔵経については紛失をしたというふうな話ですが、これの確認と。あと、この海神神社は、これは国指定なんですけども、小綱の分と違うのは国指定ということなんで、いろんな法的なものも違うかと思うんですけれども、この海神神社の仏像は今回の差止めには入ってないんですが、これは返還というのはどういう形でなっていくのか。小綱の件については、仮処分が出てますんで難しいとは思うんですけれども。先ほど紛失したであろう大蔵経の分は今後どういうふうな形になるのでしょうか。まず、それをお尋ねいたします。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 大蔵経については、窃盗団の話によると紛失といいますか、どこかに、言葉どう言っていいかわかりませんが、捨てたというふうなことで聞いておりますけども、私どもも一所懸命探したというふうに職員のほうからは報告がありましたけども、どうしても見つけ出すことができなかったということで、実際問題、どこに、本当で、それが捨てたというのは本当なのかどうかがちょっとはかりかねてるところがございます。今後、大蔵経の方向性については、今地区の方々も協議をなされておられるようでございまして、できれば、しかるべきところに保管をさせていただきたいという思いも、当然こちらありますし、地区の方々の中にも、そのような思いで、今協議を進めていただいているというふうに報告は聞いております。

あとの少なくとも向こうに明らかに渡ったこの仏像2体でございますけども、これについては 先ほど申しましたように、外務省ルートで、そこの部分を返還に向かっての組み立てをしていく というふうなすみ分けになっているもんですから、なかなか物事を組み立てていくというのが、 私どもも言っているんですが、そこの部分は外務省でと、口を濁されるもんで、国際関係という こともあり、大変早い、戻ってくることを願っておるものの手をこまねいておるのが、これはも う正直なところでございます。

- 〇議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) じゃあ、この海神神社の仏像というのは、差し押さえはしてないんですから、裁判が終わり次第に速やかに返還されるというふうに考えてもよろしいわけですよね。──と思います。

それで、最近はよくテレビで夜遅くまで野球をやっております。WBCの野球がですね。この問題は野球まで飛び火したのかなと思います。ここに先週の九州スポーツの記事がございます。 大きくこういうふうに載っております。ここに、「被害にあった寺」、「住民の怒りの声」ということで、談話として、ここに、「地域住民の怒りは沸点に達しておる」と、「罰が当たって当 たり前じゃないか」というふうな見出しでございます。そして、今遅くまで見ているWBC、ここに、「哀れ、WBC敗退」ということで、韓国に天罰ということで大々的に九州スポーツが取り上げております。このように、もう既に地域の方は特に怒り狂っておるわけですが、このような怒りを市長としては、どう捉えておられますか、まず一つ。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 特に観世音菩薩坐像を所有されている小綱観音寺の方々と会う機会がありましたけども、当然皆様の思いというのは、自分らの御本尊様だという思いで、早く返してほしいということは、そのときもおっしゃられました。確かに沸点に達するのは十分にわかります。私の立場では国際問題でありますので、なかなか心と表現を別にしないといけない部分もありまして、沸点に達することができないのが、私の今立場かなと思っております。
- 〇議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- O議員(11番 小宮 教義君) わかりました。先ほど答弁で、議会でこの前議決しましたが、 それについても韓国に伝えると、持っていくという話ですが、これは誰がお持ちするんですかね。 どういうところに。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 私、持っていくとは決して言っておりませんけども、届け先という表現をさせてもらいましたが、韓国の文化財庁のほうにまずもって、これは届けないといけない。抗議をしないといけない案件だと思ってます。また、在日の大韓民国大使館ですか、こちらにも持っていく必要があるだろうと、届ける必要があるだろうというような2通りからいきたいというふうな考え方を持っております。
- O議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 届けるというよりも、持参をしたほうがかなり説得力があるのかと思いますので、届けるんじゃなくて、持参ということで、ぜひお願いしたいと思います。 それと、今、大田で裁判やってますけれども、この大田の裁判が結審をして、この仏像を返さないと、返さないということになれば、対馬市と、そして、この所有者で日本のように上告をするというふうなことは可能ではなかろうかと思いますが、どうでございますか。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 所有者の意思を十分に見極めて行動をとっていきたいと思います。
- 〇議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 時間がありませんからですね。では、この2番目の新病院建設に関してでございます。この浄化槽の放流については、漁協からの指摘で放流をすると海水塩分濃度が下がるんだというお話で、同意書を、覚書を作成したということですが、あれだけの海に

放流するぐらいで、塩分濃度が下がるはずがないと一般的には思いますが、そういうふうな、ほ かの自治体でも何かそういう問題があったんですか。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** ほかの自治体で問題があったということは、私のほうには届いてはおりません。
- O議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) これは市長が先ほど答弁したように、昭和63年に、例えば、こういう覚書とか、同意書は違法であるというふうな通達も出てるんですよ。建設省のほうからですね。その中で2番目ぐらいに、し尿浄化槽の設置者が過度の負担を強いられることのないようにすることと、要するに余分な負担をしないというふうに国の指導も入っておるんですよ。そういう段階において、こういうふうな覚書というのは、違法でないけれども、ほぼ、それに近いような形での覚書だと思いますけどね。極端に言うと、よく言う同意書の類に当たると思いますけど、これはどうなんですか。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 先ほど答弁で申し上げましたように、漁協組合員さんの不安払拭するということがまず第一の目的ですし、そして第二は、未来永劫、そこで漁業が営まれるようにというふうな人道的見地から締結をしていただいたというとこですが、今おっしゃられた浅茅湾という一つの若干閉鎖性の高い海域ということも考慮をしておかないといけないのかなというふうにも考えております。
- O議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) じゃあ、2番目に行きたいと思いますが、この跡地利用の検討委員会、私も出席を傍聴させてもらいました。その中で、市長がいづはら病院跡地については、管理者制度を一つ考えておるということでございますが、この管理者になるというのは、この委員会に出席してありました地域振興協会ですか。地域医療振興協会ですか。その方を指すのか、それとも新たな別のもの、例えば、今の長崎県病院企業団を指すのか、その辺はどうなんですか。
- **〇議長(作元 義文君)** 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 第一義的には、地域医療振興協会のほうを物事としては、やっていくの が筋かなというふうに思ってます。
- O議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 地域医療振興協会ですね。これが指定団体になる可能性が高い ということですよね。地域医療振興協会がですよ、もし、仮に60床というのをやることになれ ば、今は長崎県病院企業団については国の補助が行っておりますけども、この地域医療振興協会

になると、今までの国の補助が入らないんですよ。今でもいづはら病院には4億を超えるお金を 出してますけれども、もし、この病院をつくるとすれば、多分ですよ、1億以上の今までの補助 金たるに似たものが必要だと思いますけども。そういうことになりますが、どうなんですか。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 補助金がなくなるというふうな報告は、私は聞いておりませんけども、少なくとも病院が、私はその12月19日の日に申し述べさせていただきましたし、それは傍聴して聞いてあったと思いますけども、病院企業団が自分らの病院だけを守るということが第一義的にやってはいかんのではないかと。地域の住民の命を守るという視点に立ったときに、どのような医療体制を構築していくのかということを考え直しをしないと、公立病院だけでありきはよろしくないというふうな考え方をずっと申し述べさせていただいたところです。
- 〇議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- O議員(11番 小宮 教義君) 医療体制の構築は厚労省がするわけですから、各地方公共団体 では一般的にはできないわけですよ。そして、先ほどの、もし、地域医療振興協会がつくるとす れば、補助金は出ません。これは、平成20年に財政措置の改正要綱というのがございます。こ の中には、直接負うところというのは、この長崎県病院企業団以外のところの病院については、 補助金は出さないよというふうな国の改正要綱がございます。だから、つくったとしても、今、 4億ぐらい出しておるんですから、 いづはら病院には。 幾分かの負担を市がしなければいけない んですよ。大変なお金ですよ。それと、この新病院ができると、新病院ができて、新しいいづは ら病院がもしできるとすると、60床程度の。これは新病院の事業計画書ですけども、平成 27年からの決算が上がってます。そして5年後からは経常損益が黒字ということでございます が、入院施設ですから、ある一定のベット数、そして外来数が医療収入になるわけですよね。そ うすると、基本的には、収入というのは一定してきます。そして、この27年度の医療収入が約 48億です。これは合併した後に病床が59減ります。そして現在23年度の決算においては、 約55億、約7億円ぐらいの減になります。ベット数が減りますから。ということは、新しくい づはら病院へ60床つくれば、約、今の入ってる数で計算すると、約7億から8億の売上があり ます。その半分がもし影響したとすれば、5年後から経常損益の黒字がずっと赤字になるわけで すよ。そういうふうなことになるんで、それはどうなんですか。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 大事なことが欠落してるんじゃないかと思います。島内の医療の4割、 50%までいきませんが、4割以上が島外に医療費が流出してるという問題です。そして向こう で入院されてる方がそれだけいるというふうなこと。これらをどのようにして、島内に呼び戻す かということが大きな課題でございます。そして家族に近いところで入院されるということが本

人にとっても幸せなことだと思いますし、それらをつくり込んでいく。今のままではなく、割合を変えていくということをやっていくのが、これからの公立病院の考え方、そして新たな民間病院の考え方にならざるを得ないんじゃないかというふうに皆さんも3月6日の医療対策協議会の中でも、そのような話も出ておりました。

- O議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) これは私が、昨年12月の議会で市長の答弁なんですが、このように言っております。自分自身が約束したことであれ、ケアミックスというものは、できないときには、約束ができないときにはやめるんだと。この場で明言しますと。そういうことで、ぐだぐだとやっていく予定はない。このぐだぐだというのが非常にぴんとくるわけですが、こういう発言をしておられますが、今、地域医療の素案というものができ上がっております。それによると、基本病床数が前回よりも11減って、277になっております。非常に減っておりますが、これが基本なんですが、そして前回の答弁の中、市長はこうも言ってますよ。県のほうには申し上げてるんだと。基準ベット数の設定いかんにかかわらず、ベットというものはきちんと必要な数だけ手を上げていくんだということですが、いただくようしておるということですが、県の結果としては、その後、何か結果が出たんですか。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 3月6日の保健医療対策協議会の中で、医療政策課の方向性として、基準病床277とおっしゃられる数字が報告がありました。私は異論を唱えさせてもらいましたが、パブリックコメント等を昨年末からずっととってあるわけですね。これらについて、一切県が何も報告、意見に対する考え方というのを返すことなく、ただ、パブリックコメントだけをとってるという中で物事を決めていくのはいかがなものかと。そして、もう一点言わせていただきますと、そのような基準病床の組み立て方について、厚労省のほうに私は出向いて話をさせていただきました。厚労省の基本的な考え方というのは、これは、随時変更は可能である。そして県の考え方で、その基準病床は変えていかれるというふうなことをはっきりと言いますと(「わかりました」と呼ぶ者あり)いうことでございますので、私は開院までの間、ずっと、この基準病床のことは県に言うつもりですし、この問題をいつまででも、ぐだぐだ、この場でやってても結論は見えてるんじゃないかと思いますが。
- 〇議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 基準病床数は対馬だけじゃなくて、全国でやる基準なんですよ。 (発言する者あり) そして、そういうふうになる。そして、私が知事のほうに公開質問状を出しておりました。そしたら、この前戻ってきたんですが、これには、「基準病床数を超えての病院の開設許可について」ということで出して公開質問しました。そうすると、「病院の開設を許可

することはない」と。「なぜならば、対馬医療圏は過剰であるからすることはない」というふうな公式な知事からの質問状の返答ですよ。だから、基準病床数を超えては、できないんです。それは日本の医療体系にかかわることだからですよ。だから、できないというふうに、許可することはないというふうに知事からの質問状の回答ですよ。どうなんですか、これは。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) そのような公開質問状をとられてることはわかりませんし、そういう報告も聞いてません。ただし、私は、国のほうから聞いてるのは、確かに基準病床というのは医療計画の中で全県下組み立てるのは、それはあります。項目として。ただし、基準病床の決め方というのは、各県に委ねていると。国としてのルールは全く持ち合わせていないというふうな話をいただき、随時の変更は可能なんだというようなことをいただいておりますので、私は開院までの間、その基準病床の見直しに取り組んで行く予定でございます。
- O議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 国はそうでしょう。そして許可をするのは知事がするんですよ。 許可は、7条で許可は知事がするんですよ。だから、幾らどうのこうの言っても、この基準病床 数を超えては、開設はできないと。知事の公開質問に対する回答ですから。そりゃ気持ちはわか りますけどね。やろうやろうと気持ちはわかるけども、法治国家ですから、法に基づいてやるん ですよ。北朝鮮ならいざ知らず、ここは日本国ですからね。できないと回答は来とるんですよ。 新たにできないということで、できないんじゃないですか、こういうふうな回答が来ておれば。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 基準病床数の変更は随時可能だという、現時点の基準病床数の中でのそれは話であるというふうに理解しますが。
- O議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 基準病床数の変更についても同じように質問しております。基準病床数の見直しについてということですね。これも知事のほうに質問しております。そうすると、25年、29年の5年間の計画の策定してることとしており、その間、基準病床数の変更することはありませんというふうなことですから、担当者に確認しましたが、これは国の基準だから、私どもにどうこうはできないというふうなお話も聞いております。よって、ケアミックスはできないんですよ。北朝鮮じゃないんですから。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 現計画のやつについても、計画期間中でありながら変更計画を今つくってるというふうな実態ですので、その期間中動かせないということは、全くないというふうに厚労省のほうから、私は聞いております。

- O議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) この審議会が3月19日にあるんですよ。これで先ほどの数字はそこで決定をします。ほぼ決定すると思いますよ。その時点で病院開設はもうできないんです。 幾ら頑張ってもできんもんはできないんですよ。だから、冒頭言ったように、市民との約束ができないならば、ぐだぐだとやる必要はないということですよ。以上。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** この件については、病院開院時の問題として捉えておりますので、あなたから、ぐだぐだ言われる必要はないと思ってます。
- 〇議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 誰が考えてもできないものはできないんです。北朝鮮じゃないんだから。ルールによって、皆さんやっておるんですよ。だから、ケアミックスができないときには、言われるように、私も12月の一般質問で答えたように、明言したんだから、ぐだぐだとやらずに、きょうは糸瀬議員の質問がありましたけども、能力がないなら、すぐやめる。これが市民のためです。

以上。

〇議長	(作元	義文君)	これで11番、小宮教義君の質問は終わりました。
〇議長	(作元	義文君)	暫時休憩します。 開会を 2時 5 分から行います。
			午後 1 時51分休憩

午後2時05分再開

- 〇議長(作元 義文君)再開します。17番、大浦孝司君。
- 〇議員(17番 大浦 孝司君) 通告に従い、市政一般質問を行います。

厳原都市計画の変更について、お尋ねをいたします。

厳原都市計画区域の設定は昭和43年度に旧厳原町市街地を中心とし、久田地区から曲小浦地区の縦長な線引き範囲となっております。本来、この計画が設定された場合、都市計画事業、道路、公園、下水道の工事等により、整備が可能で国庫補助の対象となります。当区域の場合、住宅密集地の道路改良事業が見込まれ、現在も継続して事業の実施が行われているところであります。

また、次に、市街地再生開発事業及び都市区画整理事業の実施ができることとなっており、交流センターの建設及び商業施設の融合も都市計画区域における事業の実施のパターンと思われま